

仕 様 書

1. 業務名：令和8年度下関市小学生韓国派遣研修 訪問団派遣業務

2. 事業概要

研 修 名	令和8年度下関市小学生韓国派遣研修
派遣期間	令和8年10月27日（火）～令和8年10月31日（土）
派 遣 先	大韓民国・釜山広域市
訪 問 団	17名 【内訳】 団長： 1名（大人：市職員） 引率： 1名（大人：教諭） 団員： 14名（小学6年生） 釜山広域市派遣職員： 1名（大人：市職員） <u>※団長1名及び釜山広域市派遣職員1名の経費（文化体験施設の利用に係る費用は除く。）については、本業務の契約金額には含めず、別途、本人に請求すること。ただし、手配については他の団員等と同様とする。</u>
派遣日程	別添「別紙1－1日程表」のとおり

3. 業務内容

(1) 移動手段の手配

①韓国への往復移動

- ・下関港国際ターミナルから釜山港国際旅客ターミナル：関釜フェリー（1等船室）を利用すること。
- ・団長及び引率については、1等船室1名利用とすること。
- ・団員については、1等船室2名又は4名部屋を利用すること。
- ・関釜フェリーの予約及び席割りを行うこと。
- ・国際観光旅客税（指定金額 日本出国1名につき3,000円）
- ・釜山広域市派遣職員1名の手配は不要

②韓国国内

- ・韓国国内での移動手段は、バス（20人乗り以上かつ訪問団の荷物運搬が可能なもの）以上とする。
- ・バスは、入札書には借り上げ料の16分の15の金額を記載し、16分の1の金額については、団長に請求する。

(2) 宿泊先の手配

行程に適した宿泊先を次のとおり手配すること。

- ・団長及び引率 1部屋1名利用 朝食込み 2泊
- ・団員 1部屋2名利用 朝食込み 1泊
- ・ホテルランクは3つ星以上
- ・釜山広域市派遣職員1名の手配は不要

(3) 食事の手配

- ・団員の健康管理に配慮した食事にする。
- ・行程に適した食事会場の手配を行う。
- ・食事は、別紙1-1の日程表に記載の指定金額に従う。
- ・食事メニューは、事前に市に提供すること。

(4) 文化体験施設等の手配

BUSAN X THE SKY入場の手配をすること。

(5) 随行添乗員の手配

本研修の全行程に随行する添乗員を次のとおり手配すること。

- ・添乗員は、計画に従って研修が安全かつ円滑に遂行されるように交通機関や各種施設との調整や対応を行い、行程を管理すること。
- ・添乗員は、全日、訪問団と同一の宿泊先に宿泊すること。
- ・添乗員は、下記(8)の事前説明会に出席すること。

(6) 現地添乗員の手配

釜山港国際旅客ターミナルで出迎えから、同ターミナルでの見送りまでの行程に随行する現地添乗員を次のとおり手配すること。

- ・現地添乗員は、通訳を行うに十分な経験及び能力を備えた者を充てなければならない。
- ・現地添乗員は視察先等の説明及び案内、及び通訳を行うこと。

(7) 研修用品の手配

本研修に必要な物品を手配すること。(指定金額40,000円)

(8) 事前研修

事前説明会(7月25日土曜日午前、やすらガーデンにて開催)において、以下の説明及び手続を行うこと。

- ・日程及び現地情報等本研修の遂行に必要な情報を掲載したしおりを配布し、説明をすること。
- ・海外旅行保険について説明し、加入希望者の手続を行うこと。
- ・市と事前協議の上、その他必要事項の説明及び手続を行うこと。

(9) 特記事項

- ・宿泊先、食事場所、食事メニュー等をはじめ、業務の実施に当たっては、訪問団の健康等に配慮を要する事項等、事前に市と協議及び調整を行い、業務に支障がないように留意すること。また、関係者と相互に連絡及び協調し、業務を円滑に遂行するように努めること。
- ・業務の遂行に必要となる設備及び人員等に係る経費は、全て契約金額に含まれるものとする。
- ・燃料サーチャージは、入札日を基準として算定すること。ただし、その後の急激な原油価格の高騰又は下落等により、入札時算定額と実質経費に差が生じた場合は、契約当事者が協議の上、契約金額を変更することができる。
- ・人員及び日程の変更等により本仕様書に定めのない事項及び業務上の疑義が生じた場合は、契約当事者が別途協議を行うものとする。
- ・契約当事者の協議により、仕様書の業務内容と実施した業務内容との間に異動があり、

その業務の実施に要した額が契約金額に満たないときは、契約金額を当該業務の実施に要した額に減額する。